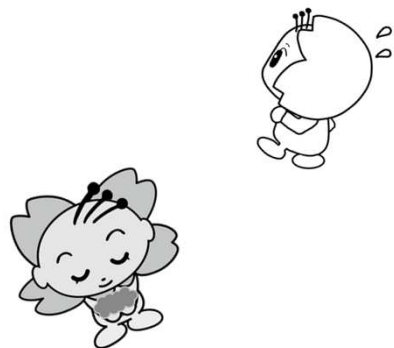




令和7年度 居宅介護支援事業者 集団指導

幸手市 健康福祉部 介護福祉課事業所管理担当



集団指導の目的

介護報酬改定や基準、検査のポイントを説明します。

- ▶ 制度の理解を深めていただきます
- ▶ 介護報酬請求に係る過誤・不正を未然に防げるよう期待します

メニュー

- ▶ 1. 令和6年度介護報酬改定のポイント
- ▶ 2. 事業所運営に係る留意事項、指摘の多い事項
- ▶ 3. その他の留意事項

1. 令和6年度介護報酬改定のポイント

- ▶ 1. 令和6年度介護報酬改定のポイント
- ▶ 2. 事業所運営に係る留意事項、指摘の多い事項
- ▶ 3. その他の留意事項

1. 令和6年度介護報酬改定のポイント

- ▶ ① 感染症及び災害に係る業務継続計画（BCP）
BCP未策定減算の適用
- ▶ ② 感染症の予防及びまん延の防止のための措置
- ▶ ③ 高齢者虐待の防止
高齢者虐待の防止に関する措置について、減算の適用
- ▶ ④ 身体的拘束等の適正化の推進
対象サービスの拡大、一部サービスにおける減算の適用
- ▶ ⑤ ウェブサイトに重要事項を掲載
書面掲示規制の見直し
- ▶ ⑥ 短期入所生活介護における長期利用の適正化について
- ▶ ⑦ 一部の福祉用具に係る貸与と販売の選択制の導入
- ▶ ⑧ 口腔衛生管理の強化

① 感染症及び災害に係る業務継続計画 (B C P)

感染症や非常災害の発生時に、
利用者への**継続的なサービス提供**を行い、
非常体制で**早期の業務再開**を図るため、以下の措置を講じる必要があります。
業務継続計画が未策定の場合、**業務継続計画未策定減算**が適用されます。

- ▶ - 感染症や災害に係る業務継続計画の策定
- ▶ - 研修の定期的な実施
- ▶ - 訓練（シミュレーション）の定期的な実施
- ▶ - 業務継続計画の定期的な見直し、計画の変更

感染症や災害に係る業務継続計画の策定 (B C P)

▶ B C P の策定内容

		厚生労働省「介護施設・事業所における業務継続ガイドライン」より	
		感染症	災害
平常時	平時からの備え 体制構築・整備 感染症防止に向けた取組の実施 防護具、消毒液等備蓄品の確保等	平常時の対応 建物・設備の安全対策 ライフラインが停止した場合の対策 必要品の備蓄等	
発生時	初動対応 第一報 感染疑い者への対応 消毒・清掃等の実施等	緊急時の対応 B C P 発動基準 安否確認 職員の参集基準	避難方法 重要業務の継続 復旧対応等
協力体制	感染拡大防止体制の確立 保健所との連携 濃厚接触者への対応 関係者との情報共有等	他施設及び地域との連携 連携体制の構築 連携方法等	

※感染症に係る業務継続計画、感染症の予防及びまん延の防止のための指針、災害に係る業務継続計画、非常災害に関する具体的計画は、一体的な策定が可能です。

B C P 研修・訓練の定期的な実施

B C P 研修・訓練を実施したら、実施日等実施内容、
全ての従業者が参加または確認した**記録**を整備し、保存してください。

▶ - 研修の定期的な実施

年1回以上
新規採用時に実施

▶ - 訓練（シミュレーション）の定期的な実施

年1回以上

▶ - 一体的な実施

感染症 B C P 研修・訓練と、感染症予防・まん延防止研修・訓練

② 感染症の予防及びまん延防止 のための措置

感染症が発生し、

又はまん延しないよう、以下の措置を講じる必要があります。

- ▶ - 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の開催
- ▶ - 感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備
平常時の対策・発生時の対応を規定
- ▶ - 指針に基づいた研修、訓練（シミュレーション）の実施

感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する 委員会の開催

感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を開催したら、
開催日等開催内容、介護支援専門員に周知徹底した**記録**を整備し、保存してください。

- ▶ - 幅広い職種により構成
- ▶ - 感染対策担当者を決める
看護師が望ましい
- ▶ - 委員会の定期的な開催
地域密着型介護老人福祉施設以外：6月に1回以上
従業者が1名である場合は、指針を整備することで、委員会を開催しないことも差し支えない

感染症の予防及びまん延の防止のための 研修・訓練

感染症の予防及びまん延の防止のための研修・訓練を実施したら、実施日等実施内容、全ての従業者が参加または確認した**記録**を整備し、保存してください。

- ▶ - **研修の定期的な実施**
年1回以上
新規採用時に実施

- ▶ - **訓練（シミュレーション）の定期的な実施**
年1回以上

③ 高齢者虐待の防止

虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じる必要があります。

以下の措置を講じていない場合、**高齢者虐待防止措置未実施減算**が適用されます。

- ▶ - 虐待の防止のための指針の整備
- ▶ - 虐待の防止のための対策を検討する委員会の開催
- ▶ - 指針に基づいた研修の定期的な実施
- ▶ - 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者の配置

虐待の防止のための指針の整備

虐待の防止のための指針には、次のような項目を盛り込んでください。

- ▶ 事業所における虐待の防止に関する
基本的考え方
- ▶ その他事業所内の組織に関する事項
虐待防止検討委員会
- ▶ 虐待の防止のための
職員研修に関する基本方針
- ▶ 虐待等が発生した場合の
対応方法に関する基本方針
- ▶ 虐待等が発生した場合の
相談・報告体制に関する事項
- ▶ 利用支援に関する事項
成年後見制度
- ▶ 虐待等に係る
苦情解決方法に関する事項
- ▶ 利用者等に対する
当該指針の閲覧に関する事項
- ▶ 虐待の防止の推進のために必要な事項
その他

虐待の防止のための委員会・研修

虐待の防止のための対策を検討する委員会の開催・虐待の防止のための研修を実施したら、実施日等実施内容、全ての介護従業者に周知徹底・参加または確認した
記録を整備し、保存してください。

- ▶ **- 委員会の定期的な開催**
管理者を含む幅広い職種で構成
定期的（指針で定めた回数）に開催

- ▶ **- 研修の定期的な実施**
年1回以上
新規採用時に実施

④ 身体的拘束等の適正化の推進

生命または身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはなりません。

身体的拘束等を行う場合、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない

理由を**記録**しなければなりません。

緊急やむを得ない理由

切迫性

非代替性

一時性

⑤ ウェブサイトに重要事項を掲載

- ▶ - 運営基準省令上、事業所の運営規程の概要等の重要事項等については、原則として事業所内での「書面掲示」を求めている一方、備え付けの書面（紙ファイル等）又は電磁的記録の供覧により、書面による壁面等への掲示を代替できる規定になっているところ、「書面掲示」に加え、インターネット上で情報の閲覧が完結するよう、介護サービス事業者は、原則として重要事項等の情報をウェブサイトに掲載・公表しなければならないこととなりました。
- ▶ - 令和7年度から義務付けられています。

ウェブサイトとは、
★法人のホームページ
★介護サービス情報公表システム

⑥短期入所生活介護における 長期利用の適正化について

- ▶ 居宅に戻ることなく自費利用を挟み、連続して60日を超えて同一の短期入所生活介護事業所に入所している利用者に対しては、さらに短期入所生活介護費の単位数が減算されました。
- ▶ 同一事業所を長期利用していることについては、居宅サービス計画において確認することになっています。

- ▶ 今までは、利用者の認定期間の半数を超えて短期入所生活介護事業所に入所している場合のみ、「介護保険短期入所サービス長期利用理由書」の提出を求めています。
- ▶ それに加えてこれからは、連続して60日を超えて同一の短期入所生活介護事業所に入所している利用者についても、個々の利用者の心身の状況や、その置かれている環境等の適切な評価に基づき、在宅生活の維持のための必要性に応じているか確認するために、理由書及び居宅サービス計画を提出していただくようお願いいたします。

⑦ 一部の福祉用具に係る 貸与と販売の選択制の導入

対象の福祉用具

- 固定用スロープ
- 歩行器（歩行車を除く）
- 杖（松葉づえを除く）

介護支援専門員の対応

- 貸与か販売のいずれかを利用者が選択できることの説明
- 利用者の選択に当たって必要な情報の提供
- 医師や専門職の意見、利用者の身体状況等を踏まえ提案

確認してください！

- 提供された福祉用具貸与計画にモニタリングを行う時期等が記載されているか
- モニタリングの結果は報告されているか

- ▶ 福祉用具貸与（販売）が必要な理由を居宅サービス計画に記載してください。
- ▶ 継続して福祉用具貸与を受ける必要性について検証し、その理由を居宅サービス計画に記載してください。
- ▶ 軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付に関しては、医学的な所見に基づき、適切に判断してください。必要な場合は「軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付に関する確認依頼申請書」を提出してください。

⑧ 口腔衛生管理の強化

介護サービス事業所の職員による適切な口腔管理等の実施と、歯科専門職による適切な口腔管理の実施につなげる観点から、運営基準の改正や、加算が新設されています。

- ▶ 口腔連携強化加算（訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護等）

口腔連携強化加算の算定を行う事業所は、サービス担当者会議等を活用して決定されます。

- ▶ リハビリテーション・機能訓練、口腔、栄養に係る一体的計画書

（地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護等）

→ L I F E 提出項目を踏まえた見直し

介護サービス事業所による個別サービス計画のみではなく、居宅サービス計画にも口腔管理について位置付けてください。口腔連携強化加算や口腔機能向上加算（通所介護等）について、介護サービス事業所は、介護支援専門員等に口腔機能の評価について情報提供することになっています。必要に応じて、介護支援専門員を通して主治医や主治の歯科医師への情報提供、受診勧奨などの適切な措置を講じてください。

2. 事業所運営に係る留意事項、指摘の多い事項

- ▶ 1. 令和6年度介護報酬改定のポイント
- ▶ 2. 事業所運営に係る留意事項、指摘の多い事項
- ▶ 3. その他の留意事項

2. 事業所運営に係る留意事項、 指摘の多い事項

- ▶ ① 秘密保持等
従業者の秘密保持誓約、個人情報の利用のための同意書
- ▶ ② ハラスメントの防止
- ▶ ③ ケアプラン原案等に対する利用者の同意
- ▶ ④ 個別サービス計画書
居宅介護サービス計画と個別サービス計画書の整合性について
- ▶ ⑤ 事故報告
従業者に周知徹底
- ▶ ⑥ 特定事業所集中減算

① 秘密保持等

▶ 従業者の秘密保持誓約書、個人情報の利用のための同意書

従業者の秘密保持誓約書

従業者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密の保持を義務づける

退職後、秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じる

雇用時に取り決める
違約金についての定めを置くなどの措置
派遣会社との契約内容に注意

個人情報の利用のための同意書

サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を得る
あらかじめ文書により同意を得る

利用者家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を得る

連名でなくても可
同日に同意を得られない場合は、別日に別の用紙で同意を得てもよい

要介護認定申請の個人情報の提示の同意欄に署名できるのは、原則本人です。
本人が病気、障害等の身体的理由により署名が困難な場合には、家族の代筆でも受理しています。
ケアプランの同意と同様に、ケアマネジャーや施設職員が代筆することはできません。

② ハラスメントの防止

- ▶ 事業者はハラスメントにより、従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければなりません。

講ずべき措置

- 対象
- ・ 職場における
 - ・ **セクシュアルハラスメント**
 - ・ **パワーハラスメント**
 - ・ 利用者やその家族等から受ける
 - ・ **セクシュアルハラスメント**
- 内容
- ① 事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発
従業員へ周知されているか（周知方法の確認）
 - ② 相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備
相談しやすい窓口を複数用意することで、相談者の負担を軽減

講じることが望ましい措置

- ・ 利用者やその家族から受ける
 - ・ **顧客等からの著しい迷惑行為**
＝**カスタマーハラスメント**
- ① 相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備
 - ② 被害者への配慮のための取組
メンタルヘルス不調への相談対応
行為者に対して1人で対応させない
 - ③ 被害防止のための取組
マニュアル作成や研修の実施等、業種・業態等の状況に応じた取組

③ ケアプラン原案等に対する利用者の同意

▶ ケアプラン原案

居宅サービス計画の原案に位置付けた居宅サービス等について、保険給付の対象となるかどうかを区分した上で、内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければなりません。原則として利用者本人に、同意する日付を記載してもらい、署名をしてもらってください。

▶ サービス利用票 (兼居宅サービス計画)

給付管理業務が月を単位として行われるため、居宅サービス計画の説明及び同意についても月毎に確認を要することとなります。原則として利用者本人に確認した日付を記入してもらい、署名をしてもらってください。

▶ 電子署名や電子メール

ケアプラン原案に対する利用者の同意や第6表（控）の確認については、電磁的方法によらない場合は、利用者の署名等が必要となる。相手方の承諾を得れば、利用者の同意や確認を電磁的方法で行うことができ、電子署名や利用者同意を確認した電子メールの保管等の方法で行うことができます。

厚生労働省「令和6年度介護報酬改定に関するQ & A (vol.3) (令和6年3月29日)」

【居宅介護支援】

○ テレビ電話装置等を活用したモニタリングについて

問5 テレビ電話装置等を活用してモニタリングを行う月において、サービス利用票（控）に利用者の確認を受ける方法としてどのようなものが考えられるか。

（答）

訪問によるモニタリングを行う月において、直後のテレビ電話装置等を活用してモニタリングを行う月の分もサービス利用票（控）を持参し確認を受ける方法や、電子メール等により確認を受ける方法等が考えられる。

④ 個別サービス計画

居宅サービス計画の交付

- 居宅サービス計画は、遅滞なく利用者及び担当者に交付しなければなりません。
- 個別サービス計画は、居宅サービス計画に沿って作成されなければなりません。
- サービス提供事業所において、居宅サービス計画書を保管していない事例がありました。ケアマネジャーに照会を依頼した日時や、内容を記録しておくよう伝えられています。

担当者に対する個別サービス計画の提出依頼

- 居宅サービス計画と個別サービス計画の連動性や整合性について確認してください。
- 入浴介助について、個別サービス計画には記載されているが、居宅サービス計画には記載されていない事例がありました。適切な連携を図る必要があります。

⑤ 事故報告

▶ 事故が発生したら

事故発生

- ▶ 利用者家族に連絡し、必要な措置を講じてください。

速報

- ▶ 市に提出する速報は5日以内に原則メールで報告してください。
- ▶ 所在する市町村、指定権者、保険者に提出してください。

分析・周知

- ▶ 事故の原因を解明し、再発を防ぐための対策を講じてください。
- ▶ 事実の報告、改善策を従業者に周知徹底してください。
- ▶ すでに特養等では委員会、研修等が義務化されています。

最終報告

- ▶ 市に最終報告を提出してください。
- ▶ 必要があれば都度経過報告も提出してください。

▶ 事故報告書の書式は幸手市ホームページに掲載しています。統計をとっているのでエクセルで提出してください。

<https://www.city.satte.lg.jp/soshiki/kaigofukushi/1/kaigozigyoku/8765.html>

⑥ 特定事業所集中減算

- ▶ 指定居宅介護支援事業所が作成する居宅サービス計画において、「正当な理由」なく特定の事業者へサービスが偏っている場合に、特定事業所集中減算が適用されます。先般、特定事業所集中減算の適用誤りにより介護給付費を過大に算定していた事態について、会計検査院より指摘がありました。特定事業所集中減算の適用誤りがないようご注意ください。指定居宅介護支援事業所は、年2回、判定しなければなりません。

判定期間

- 前期 3月1日～8月末日
- 後期 9月1日～2月末日

判定方法

- 当該サービスに係る照会率最高法人の居宅サービス計画数
÷ 当該サービスを位置付けた計画数

判定

- 80%を越えていない場合 ▶ 減算なし（書類は保存してください）
- 80%を越えている場合 ▶ 減算されます、届け出てください
- 80%を越えているが、正当な理由がある場合 ▶ 届け出てください
- 適切 ▶ 減算なし
- 不適當 ▶ 減算されます

3. その他の留意事項

- ▶ 1. 令和6年度介護報酬改定のポイント
- ▶ 2. 事業所運営に係る留意事項、指摘の多い事項
- ▶ 3. その他の留意事項

3. その他の留意事項

- ▶ ① 「電子申請・届出システム」
令和8年3月31日までにご準備ください
- ▶ ② ケアプランデータ連携システム
6月1日よりフリーパスキャンペーンが始まります
- ▶ ③ 介護予防支援事業所の指定
- ▶ ④ 自己点検シート
毎年度1回は事業所内で点検してください
- ▶ ⑤ 公募
- ▶ ⑥ 居宅サービス計画作成依頼（変更）届出書

①「電子申請・届出システム」



幸手市では令和7年1月より、「電子申請届出システム」の運用を開始し、指定申請等の各種届出を受付しております。

令和8年3月31日までに幸手市所管の全ての事業所に、当システムの利用をお願いする予定です。

当システムの利用にはGビズID等の準備が必要なので、ご注意ください。

利用できる申請・届出の種類

- 新規指定申請
- 更新申請
- 変更届出
- 加算に関する届出（処遇改善加算等）
- その他（廃止・休止・再開届出等）

文書標準化について

- 令和6年4月に介護保険法施行規則が改正され、指定等に関する様式は、厚生労働大臣が定めた様式により行うものとされました。

サービスの利用にはGビズIDの登録が必要です

- GビズIDアカウントの種類
 - GビズIDプライム▶利用可（会社代表、個人事業主）
 - GビズIDメンバー▶利用可（GビズIDプライム取得組織の従業者）
 - Gビズエントリー▶利用不可（事業をしている方なら誰でも）
- 電子申請届出システム
<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/shinsei/>

登記情報提供サービス

- 登記事項証明書は、法務局が管轄する「登記情報提供サービス」で取得いただいた電子データでの提出で受け付けることとします。
- 取得した「照会番号」と「取得年月日」を電子申請の際に添付します。
- 登記情報提供サービス
<https://www1.touki.or.jp/>

ケアプランデータ連携システム

期間限定

≡ 今なら21,000円無料 ≡

フリーパス

キャンペーン

試したくなる！
教えたいくなる！

すべての介護事業所様が対象です

初めてご利用される方 現在ご利用中の方 一度ご利用をやめた方

通常 21,000円 / 年

0円 / 年

申込期間：
2025年6月1日～2026年5月31日(予定)

詳しくは [ケアプラン ヘルプデスク](#) [検索](#)



②ケアプランデータ 連携システム

- ▶ ケアプランデータ連携システムは、居宅介護支援事業所と居宅サービス事業所とのケアプランのやりとりを、オンラインで完結できる仕組みです。
- ▶ 「ケアプランデータ連携システム」をご利用いただくことで、給付事務作業の削減が図れます。
- ▶ 6月1日よりフリーパスキャンペーンが始まり、ライセンス料のご負担なく始められるので、是非ご利用ください。

③ 介護予防支援事業所の指定

- ▶ 介護保険法改正により、令和6年4月1日から地域包括支援センターの設置者のほか、指定居宅介護支援事業者も指定を受けて介護予防支援事業を実施することになっています。市内では、介護予防支援の指定を受けている指定居宅介護支援事業所は1事業所のみです。

幸手市の地域包括ケアシステムを構築してくためには、指定居宅介護支援事業者の皆さんの協力がかかせませんので、是非、介護予防支援の指定申請をお願いいたします。



④ 自己点検シート

- ▶ 自己点検シート
<https://www.city.satte.lg.jp/soshiki/kaigofukushi/1/kaigozigyou/14597.html>
- ▶ 介護保険法に、介護保険サービス事業者は、サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従い、自ら提供するサービスの質の評価を行い、良質なサービスを提供することと定められています。幸手市から指定を受けている、居宅介護支援事業所、介護予防支援事業所、地域密着型サービス事業所については、自己点検シートをご活用いただき、少なくとも**年に1回**は自己評価を行ってください。運営指導は、自己点検シートに沿って行います。

シート 運営自己点検シート

加算自己点検シート

⑤ 公募

- ▶ 幸手市では、要介護者等が住み慣れた地域で安心して生活を続けられるよう、地域密着サービスの基盤整備をするため、令和9年3月までに事業を開始できる地域密着サービス事業者を公募します。

令和7年度に公募するサービス種別

看護小規模多機能型居宅介護

定期巡回・随時対応型訪問介護看護

1か所
ずつ

幸手市全圏域
(東西どちらの圏域でも)

◆公募スケジュール予定◆

公募開始予定：令和7年7月1日（火）～

市広報紙 市ホームページ等で案内

募集要項配布

個別相談・質問受付

提出書類受付：令和7年9月16日（火）～10月3日（金）まで

書類審査：令和7年10月

選考者決定：令和7年10月～11月

運協諮問：令和7年11月

事業者決定：令和7年12月

⑥居宅サービス計画作成依頼（変更）届出書

- ▶ 居宅サービス計画作成依頼（変更）届出書は、サービスを提供する前に必ず届け出てください。
- ▶ **原則、遡りは認めておりません。**

○介護保険法第41条

(居宅介護サービス費の支給)：抄

第41条 市町村は、…要介護被保険者のうち居宅において介護を受けるもの(以下「居宅要介護被保険者」という。)(が、…(略)指定居宅サービスを受けたときは、当該居宅要介護被保険者に対し、当該指定居宅サービスに要した費用…(略)について、居宅介護サービス費を支給する。…(略)6 居宅要介護被保険者が指定居宅サービス事業所から指定居宅サービスを受けたとき(当該居宅要介護被保険者が第46条第4項の規定により**指定居宅介護支援を受けることにつきあらかじめ市町村に届け出ている場合**であって、当該指定居宅サービスが当該指定居宅介護支援の対象となっている場合その他の厚生労働省令で定める場合に限る。)(は、市町村は、当該居宅要介護被保険者が当該指定居宅サービス事業者を支払うべき当該指定居宅サービスに要した費用について、居宅介護サービス費として当該居宅要介護被保険者に対し支給すべき額の限度において、当該居宅要介護被保険者に代わり、当該指定居宅サービス事業者を支払うことができる。7 前項の規定による支払があったときは、居宅要介護被保険者に対し居宅介護サービス費の支給があったものとみなす。

○介護保険法第46条

(居宅介護サービス計画費の支給)：抄

第46条 市町村は、居宅要介護被保険者が、都道府県知事が指定する者(以下「指定居宅介護支援事業者」という。)(から当該指定に係る居宅介護支援事業を行う事業所により行われる居宅介護支援(以下「指定居宅介護支援」という。)(を受けたときは、当該居宅要介護被保険者に対し、当該指定居宅介護支援に要した費用について、居宅介護サービス計画費を支給する。

4 居宅要介護被保険者が指定居宅介護支援事業者から指定居宅介護支援を受けたとき(**当該居宅要介護被保険者が、厚生労働省令で定めるところにより、当該指定居宅介護支援を受けることにつきあらかじめ市町村に届け出ている場合に限る。**)(は、市町村は、当該居宅要介護被保険者が当該指定居宅介護支援事業者を支払うべき当該指定居宅介護支援に要した費用について、居宅介護サービス計画費として当該居宅要介護被保険者に対し支給すべき額の限度において、当該居宅要介護被保険者に代わり、当該指定居宅介護支援事業者を支払うことができる。

受講確認と問い合わせ先

▶ - 受講確認

この集団指導の資料を確認していただいたら、集団指導受講確認アンケートにご回答ください。

この回答をもちまして「受講」とさせていただきます。

アンケートは事業所ごとにご回答ください。

回答は、メールにてお知らせした下記のURLからご回答ください。

<https://logoform.jp/form/5uhu/1057158>

▶ - 問い合わせ先

幸手市介護福祉課事業所管理担当：0480-42-8444

メール：kaigo@city.satte.lg.jp



ありがとうございました

地域の高齢者支援にご協力をお願いいたします

